

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 1 日現在

機関番号：32620

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530929

研究課題名（和文）現代インド南部 2 州におけるクリーミーレイヤーと最貧層の教育機会の生成過程

研究課題名（英文） Creation Process of Educational Opportunity of Creamy Layer and the most poor people in Contemporary South India

研究代表者

牛尾 直行 (Ushio Naoyuki)

順天堂大学・スポーツ健康科学部・准教授

研究者番号：10302358

研究成果の概要（和文）：本研究成果は以下の三点を明らかにしたことに集約される。

1. 現代南インド 2 州において SC/ST/OBCs 学生の就学前教育段階からの学歴形成過程は様々なパターンや制度があること、
2. RTE 法（2010 年 4 月施行）の法制度とその施行過程のなかで、最貧層の人々の教育機会を保障するには至っていないこと、
3. 中等教育・高等教育人口が急激に増加する中で、マイノリティ・インスティテューションやシフト II といったオプションが彼らの教育機会の生成過程に大きく影響を及ぼしていること。

研究成果の概要（英文）：Main results of this research thesis summarize following three.

1. Creation Process of school careers of SC/ST/OBCs from pre-primary education have various patterns and school systems in two contemporary south India states.
2. New RTE act started on April, 2010, but the act fails to secure educational opportunities of the most poor people.
3. Some options such as Minority Institutions and Shift II makes an influence on their creation process of Educational Opportunity.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011 年度	800,000	240,000	1,040,000
2012 年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	2,600,000	780,000	3,380,000

研究分野：教育社会学

科研費の分科・細目：教育学・教育社会学

キーワード：インド、クリーミーレイヤー、教育機会

1. 研究開始当初の背景

インドでは独立以降、憲法等に基づき、

SC/ST/OBCs と呼ばれる社会的/政治的/経済的に抑圧された階層に対して中央政府およ

び州が、公的雇用・議会の議席・教育機会に関して大規模な補償的施策を実施してきた。それは独立後の憲法・法制上はカースト差別が禁止されてはいるが、現実には長い歴史をもつカースト制度によって指定カースト・指定部族・その他の後進諸階級（以下SC/ST/OBCsと略）への社会的抑圧が継続している現状への解決策として、独立後に憲法制定議会委員長 B.R.アンベードカルらの努力により制度化されたものである。

SC/ST/OBCs を対象とする教育上の補償的施策・制度に関する日本での研究は未だ少ないが、研究代表者は高等教育機関などへの学籍留保制度を中心として、奨学金制度、寄宿舎制度、授業料や受験料の無償制度、特別なコーチング制度など、様々な制度によってそれが構成されていることを明らかにしてきた。

独立後 60 年が経過し、貧富の格差は多少縮小したが、90 年代からの経済自由化・外資導入による急速な経済発展で、むしろ彼らの生活条件は厳しくなり、それに伴い、その教育機会はさらに制限される方向にある。そこには SC/ST/OBCs の中での階層間格差や公立・私立学校間格差などが影響を及ぼしている。またインド国内でも、彼らに対する優遇政策は社会上層の既得権者層の権益を侵すため、逆差別制度であるなどの反対が大きい。これらの事情は一般的に認識されながらも、彼らの階層内での教育機会格差・その生成過程は日本では未だ十分に研究されてきたとは言えない。

宗教や人々の暮らしと結びついたヒンドゥーの伝統文化を背景として成立しているインドという階層社会の中で、SC/ST/OBCs を対象とする補償的な教育施策はどのような影響力を持ち得るのか。それはまさに旧来からの既得権益者（アッパーカースト層）と、インド社会近代化の中で社会的上昇を狙う低カースト層との、財の配分をめぐる社会的葛藤の現れであり、伝統的なカースト制度が残る現代インドにおいて、社会的財の配分をいかに公平に行うかという喫緊の課題であると考えられる。

2. 研究の目的

本研究は、現代インド南部 2 州において、SC/ST/OBCs といった社会階層の重層的構造と教育機会の生成過程との関係を公教育制度に注目して明らかにすることを目的とした。着目したのが、OBCs の中でもクリーミーレイヤーと呼ばれ、しばしば批判の対象となる富裕な階層である。

3. 研究の方法

本研究は、以下に述べた諸点に着目し、2010 年度から 2012 年度までの 3 年間で数度

の現地調査を行った。主な調査場所はタミル・ナードゥ州チェンナイ市（マドラス大学等）、カルナータカ州バンガロール市、マイソール市（マイソール大学）、デリーの NUEPA（国立教育計画行政大学）などである。

(1)タミル・ナードゥ州都チェンナイ市等において SC/ST/OBCs 学生に質問紙を使って面接調査を百数十件行い、彼らの家族・学校歴などを調査した。調査項目は、学生のジャーティ、家庭の年収、父母の学歴/職業、本人の学校歴、奨学金や留保制度などの利用歴、階層意識、将来の目指す職業など多岐にわたる。

(2)OBCs の中で社会的・経済的に最も上位に位置するクリーミーレイヤー階層に着目して、面接調査を行った。調査項目は上記 SC/ST/OBCs 調査とほぼ同じである。

(3)スラム地区等でドロップアウト児童生徒への面接調査により、なぜドロップアウトしたのかという個別の事情・学習資源/機会、就学観、将来像を明らかにした。

(4)初等教育段階での SC/ST/OBCs の教育機会を確認するため、RTE 法の成立と施行について、文献の分析とインド人教育研究者・NGO 関係者への聞き取りと当時の新聞の分析により、詳細を明らかにした。

4. 研究成果

(1)約 300 件の SC/ST/OBCs 学生の学校歴分析により、彼らの高等教育へ至る道筋は 4 パターンの学歴形成過程に分類されることを明らかにした。第一に、就学前教育は受けず、初等学校から一貫して公立学校系統で学ぶパターンは、優秀な成績を修めるが世帯の収入は低い SC/ST に多い。第二に、就学前から私立または Aided School に通い、中等教育では matric school 等優秀な私立/Aided を経て大学進学しているパターンは、SC/ST/OBCs の中でも社会経済的に最も上位に位置する階層の者が多い。第三は、初等教育段階では私立/Aided に通っているが、より学費がかかる中等・高等教育段階では奨学金を得やすい公立学校・大学を選択しているパターン。第四は、ムスリムやクリスチャン系のマイノリティ・インスティテューションとしての教育機関を利用しながら学歴形成をはかるパターンで、OBCs 学生にこの傾向が顕著に見られた。従来まで単線型と解釈されることが多かったインドの学校制度は、階層等に注目して分析すると、様々な複線型学校制度として機能していることをあきらかにした。(図.1 参照)

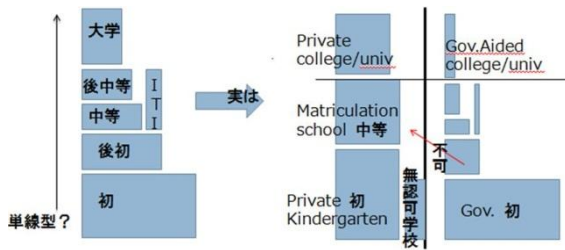


図. 1 公私別別の学校制度

(2) 親世代が教育を受けていないファースト・ゼネレーションと親世代がある程度の教育を受けているセカンド・ゼネレーションによって、SC/ST/OBCs の学歴形成は大きく変わること明らかにした。ファースト・ゼネレーションの大学生・大学院生自体が少ない。ファースト・ゼネレーションの多くは、公立学校系統で奨学金や留保制度を利用しながら高等教育までたどり着いている。それに対し、セカンド・ゼネレーションの多くは、ある程度の経済的な余裕を背景に前述のマイノリティ・インスティテューションなどのオプションを利用しながら高等教育まで学業継続を実現している。しかし彼らの学歴形成過程はさほど単純ではなく、調査を進める中で、1.5 ゼネレーションとでも言うべき世代（親のどちらかが初等または中等程度の教育を受けている）世代が多く高等教育に進学してきていることも事実である。

(3) セカンド・ゼネレーションであっても、従来知られていた留保制度や奨学金制度などの他に、マイノリティ・エデュケイショナル・インスティテューションを選択して進学したり、通常の学籍とは別に用意された高額な学費を要するシフトⅡといったセルフ・ファイナンス・コースの学籍を利用したりと、様々な制度利用の戦略によって、学業を継続し高等教育機会を得ていることを明らかにした。このことは、旧来の SC/ST/OBCs を対象とした奨学金や留保制度を中心とする官製の補償教育制度とは別の局面で彼らの学歴形成がなされていることの証左であると考えられる。

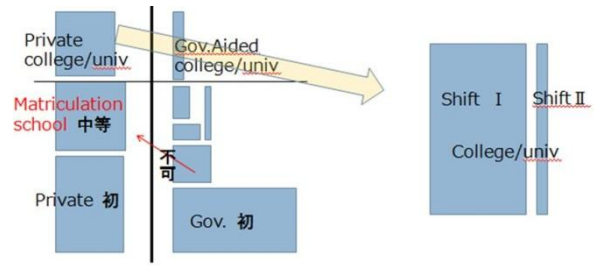


図. 2 私立/Aided の中にもシフトⅡ

(4) 日本では殆ど論じられてこなかったクリーミーレイヤーをめぐる制度と実態について明らかにすることができた。クリーミーレイヤーとは、一般に OBCs の最上層に社会的経済的に位置する階層を指す。インド政府はそれを親の職業と年収額によって規定している。親の職業があるレベル以上の公務員、弁護士、医者、映画制作者などで、同時に年 45 万 Rs. 以上の収入がある場合、クリーミーレイヤーと認定され、各種の補償・優遇の対象から除外される。州によっても異なる規定、実際の適用などの事情を詳細に調べ、南部 2 州では適用されないことを明らかにした。

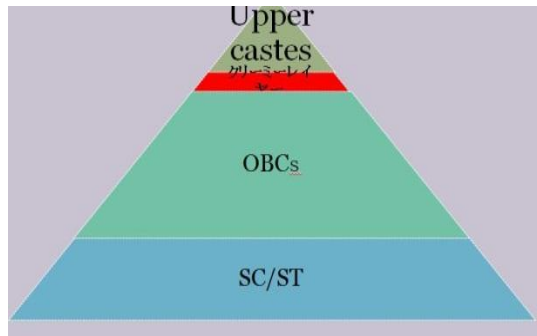


図. 3 クリーミレイヤー概念図

(5) RTE 法成立の前提としての 2002 年第 86 次憲法改正の経緯、2009 年 RTE 法成立の経緯を分析し、現代のインド社会における基礎教育を受ける機会を義務的に学校に課すことの意味を考察することができた。これは、対象とした南部 2 州、または SC/ST/OBCs のみに限定される事柄ではないが、彼らの学歴形成過程において基礎教育段階の教育を受ける機会保障は大変重要である。その結果、同法を施行する中で、従来社会的弱者層の入学を事実上拒んできた有名私立学校にも全体の学籍の 25% 以上、社会的弱者層の子どもを受け入れなければならないことが規定されていることなど、SC/ST/OBCs の教育機会形成に影響を及ぼすと考えられる点に注目した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

牛尾直行、インドにおける「無償義務教育に関する子どもの権利法(RTE2009)」と社会的弱者層の教育機会、広島大学現代インド研究空間と社会、査読有、vol.2、63-73(2012)

古田弘子、牛尾直行、インド、タミル・ナードゥ州のインクルーシブ教育-RTE 法とサルバ・シクシャ・アビヤン政策下の実態-、熊本大学教育学部紀要、査読有、第61号、人文科学、117-124(2012)

〔学会発表〕(計5件)

牛尾直行、インドにおける無償義務教育法制の施行と教育機会、HINDAS 研究集会、広島大学、2011.5.29

牛尾直行、インドにおけるクリーミーレイヤーの教育機会とマイノリティズム、日本教育制度学会第18回大会、山梨県立大学、2010.11.14

牛尾直行、ダリット生徒・学生の学歴形成と教育制度-チェンナイにおける小規模2調査から見てきたもの、科研B 学校の中の「他者」:南アジアの教育における包摂と排除研究会研究報告、京都大学、2012.1.22

牛尾直行、インドのインクルーシブ教育の制度と実態-RTE 法の施行と障害児の教育を受ける権利、日本比較教育学会第48回大会、九州大学、2012.6.17

牛尾直行、インド南部2州におけるOBC学生の教育機会形成過程に関する考察、日本教育制度学会第20回大会、岡山大学、2012.11.17

〔図書〕(計1件)

牛尾直行、8-3 カーストを越える教育機会-インド-、『子ども問題事典 第8巻世界の子ども』、ハーベスト社、168-169、(2013)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

牛尾直行 (USHIO NAOPYUKI)

順天堂大学・スポーツ健康科学部・准教授
研究者番号：10302358